

茅ヶ崎市役所仮設庁舎跡地活用事業に係わる優先交渉権者等の決定について

平成30年11月2日より募集を行いました「茅ヶ崎市役所仮設庁舎跡地活用事業」について、4グループから応募があり、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づく「茅ヶ崎市役所仮設庁舎跡地貸付事業者選定委員会」において事業提案の審査を行い、答申を受領しました。

本市では、その答申を踏まえ次のとおり優先交渉権者を決定しましたので公表します。

平成31年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 優先交渉権者

- (1) 事業代表企業 株式会社 東横イン
- (2) 構成企業 株式会社 東横インホテル企画開発

2 優先交渉権者の提案概要

用途	宿泊施設、市民ギャラリー、会議室
階数等	10階
建築面積 (㎡)	609㎡
延床面積 (㎡)	5,767㎡
駐車場台数	20台
事業期間	40年

3 今後のスケジュール予定

- 平成31年 4月末頃 基本協定の締結
- 平成31年 8月 設計着手
- 平成32年 7月 事業用定期借地権設定契約・工事着手
- 平成33年11月 竣工・オープン